

定款変更例

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

※下線部の記載例については下記の公告方法別の記載例を参照。

公告方法	記載例	掲載期間
第1号(官報)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。	
第2号(日刊新聞紙)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、北海道において発行する〇〇新聞に掲載して行う。	
第3号(電子公告)	法人のホームページを選択する場合 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。	約5年
	内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。	
	事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、北海道において発行する〇〇新聞に掲載して行う。	
第4号(主たる事務所の公衆の見やすい場所)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。	1年間

(注1) 以下のように定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、
①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法第31条の10第4項)
②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告(法第31条の12第4項)
については、定款で選択した方法とは別途、官報に掲載して行う必要があります。

【記載例】

第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

(注2) 以下のように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、下線部を「又は」とするよう
な選択的な方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定的に理解できないため相
応しくありません。

【記載例】

第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主
たる事務所の掲示場に掲示して行う。

～ 所轄庁(札幌市)から NPO 法改正のお知らせ ～
平成30年10月1日施行分

平成30年10月1日以降、毎年、
貸借対照表の公告が義務付けられます!!

(※平成30年10月以降、法務局での資産の総額変更登記は無くなります。)

定款変更は必要ありませんか?!

NPO 法人の定款で、
「公告の方法」を確認してみましょう!

設立が古い法人ほど、

「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う」
となっているので、掲載費用を考慮して貸借対照表の公告方法を検討する必要があります。

- 官報
- 法人の掲示場
- 法人のインターネットホームページ
- 内閣府ポータルサイト

どれでしたか?

次頁 → →

改正の
概要

平成28年6月に特定非営利活動促進法(NPO法)が一部改正されました。今までは、組合等登記令(第3条第3項)に基づき、法務局において資産の総額変更登記が義務付けられていましたが、それが無くなる代わりに、毎年、**貸借対照表の公告**を行うことが義務付けられました(平成30年10月1日施行)。



貸借対照表の公告

(NPO法第28条の2第1項)

は、以下の4つの方法となります。

- ① **官報に掲載する方法** (法人負担の掲載費用が発生)
- ② **時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法**
(法人負担の掲載費用が発生)
- ③ **電子公告による方法**
※法人のホームページへの掲載
※内閣府NPO法人ポータルサイトへの掲載
- ④ **法人の主たる事務所において公衆の見やすい場所に掲示する方法**

※主たる事務所内で容易に貸借対照表が閲覧できる状態になっていることが必要です。

☆容易に閲覧できる状態とは

容易に貸借対照表へアクセスできる状態であれば足りません。例えば、法人の主たる事務所の掲示板や入口付近に掲示することが相応しいと考えられます。ただし、そのマンションや民家の構造、アクセス容易性などを踏まえて判断されるものです。

公告の対象 は、平成30年10月1日以降に作成する貸借対照表です。

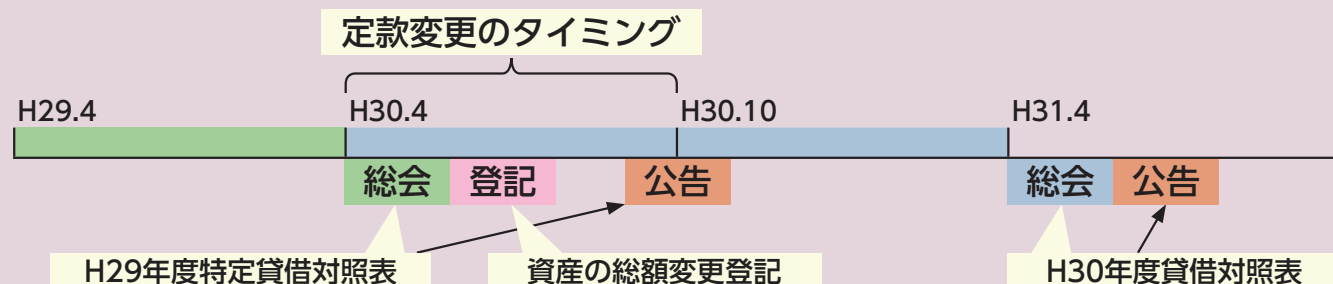
ただし、平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近のもの（特定貸借対照表という）についても公告する必要があり、①施行日（平成30年10月1日）までに公告するか、②施行日以後遅滞なく公告することになります。

資産の登記と貸借対照表の公告の時期

法務局での『資産の総額変更登記』が不要となるのは平成30年10月1日からです。

例1) 3月末決算法人の場合

平成29年度	(H30.3月末決算)	資産の総額変更登記 + 貸借対照表の公告
平成30年度	(H31.3月末決算)	貸借対照表の公告



「公告の方法」を変更する場合、 定款変更届の提出が必要です

現行の定款と別な方法にする場合には、

①平成30年9月30日までに総会で定款変更の議決をする。

②遅滞なく、下記の書類を所轄庁へご提出ください。

- ア. 定款変更届出書（規則様式10） 1部
- イ. 総会議事録の写し 1部
- ウ. 変更後の定款 2部

※様式は、ホームページからダウンロードできます。

http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/npo_shimin_8.html

提出先・お問い合わせ先

札幌市 市民文化局 市民自治推進室
市民活動促進担当課 NPO法人審査担当係
060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話：011-211-2964
FAX：011-218-5156
Email：shimin-support@city.sapporo.jp

例2) 9月末決算法人の場合

平成28年度	(H29.9月末決算)	資産の総額変更登記 + 貸借対照表の公告
平成29年度	(H30.9月末決算)	貸借対照表の公告

